

令和8年度（2026年度） 保育所等入所の手引き

■令和8年4月入所希望の方

【一次選考】令和7年11月4日（火）～11月14日（金）9時～17時

※11月8日（土）は除く。11月9日（日）は8時30分～12時。

受付日	11月4日（火）	5日（水）	6日（木）	7日（金）	9日（日）～14日（金）
対象クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全クラス

きょうだいは同時にお申し込みください。

年齢が上のお子様の受付日をご利用ください。

【二次選考】令和7年11月17日（月）～令和8年1月16日（金） ※平日のみ

■令和8年5月以降入所希望の方（年度途中）

※毎月1日入所

入所希望月	申請期間	入所希望月	申請期間
令和8年5月	R8.1.19(月) ～ R8.4.10(金)	令和8年11月	R8.8.3(月) ～ R8.10.9(金)
6月	R8.3.2(月) ～ R8.5.8(金)	12月	R8.9.1(火) ～ R8.11.10(火)
7月	R8.4.1(水) ～ R8.6.10(水)	令和9年1月	R8.10.1(木) ～ R8.12.10(木) ※
8月	R8.5.1(金) ～ R8.7.10(金)	2月	R8.11.2(月) ～ R9.1.8(金) ※
9月	R8.6.1(月) ～ R8.8.10(月)	3月	R8.11.2(月) ～ R9.2.10(水) ※
10月	R8.7.1(水) ～ R8.9.10(木)		

※令和9年1～3月の途中入所を希望する方は、新年度分(R9)受付期間内に、2年度分同時にお申し込みください。

申請期間は上記のとおりです。提出場所は、羽生市役所1階 児童保育課窓口です。

令和8年度クラス年齢表



クラス年齢	生年月日
5歳児	R2(2020).4.2 ～ R3(2021).4.1
4歳児	R3(2021).4.2 ～ R4(2022).4.1
3歳児	R4(2022).4.2 ～ R5(2023).4.1
2歳児	R5(2023).4.2 ～ R6(2024).4.1
1歳児	R6(2024).4.2 ～ R7(2025).4.1
0歳児	R7(2025).4.2 ～ R8(2026).4.1

*4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

*入所申込は、申し込み時点で生まれているお子様が対象です。

【問合せ】羽生市 児童保育課 児童保育係 TEL:048-561-1121(内線175～178)

目 次

1	保育所、認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	保育認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	保育の必要量・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	5
8	給食費（主食費・副食費）とその他費用について	7
9	市内保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10	羽生市の方が、他市の保育施設を希望する場合	11
11	市外在住の方が、羽生市内の保育施設を希望する場合	12

1 保育所、認定こども園とは

保育所、認定こども園（以下、「保育所等」という）は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

2 保育認定について

保育所等を希望される方は、申請により保育認定を受けていただく必要があります。
また、現在「教育認定（1号認定）」を受けている方が保育認定を受ける場合も、申請が必要です。

認定区分		要件
教育認定 (幼稚園枠)	1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合
保育認定 (保育園枠)	2号認定	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする理由に該当し、 保育所等での保育を希望する場合
	3号認定	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする理由に該当し、 保育所等での保育を希望する場合

※保育認定は、保育が必要であるということの認定であり、保育所等の入所決定ではありません。

3 保育を必要とする事由

保育認定を受けるには、羽生市に住所があり、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

保育を必要とする事由		
1	就労	児童と離れて家事以外の仕事をするのが日常であること (休憩を除いて月64時間以上の就労が必要)
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後の間がないこと (出産予定月1ヵ月前から、産後2ヵ月まで入所可能)
3	疾病等	身体的、精神的に疾病・障がいを持っていること
4	看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること
5	災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧に当たっていること
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)をしていること(入所より2ヵ月間利用可)
7	就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること(職業訓練を含む)
8		育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続入所が必要なとき。 ただし、育児休業終了後に復職することが決定している場合のみとなります。 なお、継続入所を認めることができる期間は、出生した児童が満1歳に達する日の属する年度の末日までです。(産後3ヵ月以降の育休期間中は、「短時間認定」への変更にご協力ください。)

4 申請の流れ

見学



- ・申請前に見学が必要です。
(申請時に見学が済んでいないと選考できません。)
- ・希望する施設へ、ご自身で直接お電話のうえお申し込みください。
- ・見学時に必要な「保育所等見学申請書」は、
児童保育課窓口、または羽生市ホームページで配布しています。
- ・見学はお子様と一緒にお願いします。

食物アレルギー、健康に関する留意点、日常生活における留意点
等がある場合は、見学の際に施設担当者へ必ず説明してください。

申請書準備



- ・申請書は、児童保育課窓口、または羽生市ホームページで
配布しています。
- ・必要書類は「5 必要書類について」(P.4)をご確認ください。

申請書提出



- ・申請期間は表紙のとおりです。
(入所希望月の3か月前～前月10日(土日祝日の場合はその前日))
- ・必要書類がすべて揃ってからの受付となります。
- ・申込児童の健康状態により、面談を行う場合があります。
- ・育児休業中に申込をして入所が決定した場合、入所月の翌月までに
育児休業を終了し、職場へ復帰することが入所の条件となります。
- ・育児休業中(入所月の翌月末までに復帰を予定していない時)の
転園は認められません。

【注意：申請後の変更について】

■申請書の提出後、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに児童保育課へ
連絡してください。

(結婚、離婚、妊娠、転勤、退職、児童の健康状態(アレルギー等)など)

■入所の意思が無くなった場合には、「施設利用申込取下書」を提出してください。

結果通知



- 【4月入所希望の方】1月下旬頃（予定）、郵送で通知
- 【年度途中入所希望の方】入所希望月の前月下旬頃、郵送で通知
- 【入所できなかった場合】
 - ・初回のみ「保育利用保留通知書」を郵送します。
 - ・2回目以降は、入所が決定したときのみ、入所開始月の前月下旬に、「保育利用承諾書」を郵送します。
 - ・結果について、電話での回答はいたしかねます。
 - ・申請書は年度末まで有効で、毎月選考の対象となります。
 - ・初回選考時以外で保留通知書が必要な場合は、窓口で交付します。交付希望月の前月下旬（20日以降を目安）に、電話連絡のうえ来庁してください。
 - ・新年度も引き続き入所を希望する場合は、再度申請が必要です。

入所説明会

- ・入所が内定しましたら、施設で説明会があります。
- ・説明会については、施設から保護者の方へ別途連絡があります。

入所

- ・毎月1日から入所となります。
- ・お子さまが無理なくなじめるよう、慣らし保育の期間があります。概ね2週間～1ヵ月程度ですが、児童の状況により延長することもあります。
- ・「求職」で入所した方は、2ヵ月以内に「就労証明書」を提出してください。「復職」で入所した方は、2ヵ月以内に「復職証明書」を提出してください。証明書が提出されない場合は、退所となります。

【注意：入所後の変更について】

- 入所後、保育を必要とする理由や家庭状況等が変わった場合は、すぐに届出が必要です。
例) 勤務先、勤務時間、退職、家族構成、妊娠、出産、結婚、離婚、死亡、別居、市区町村民税課税状況、転出、連絡先 など
- 上記の届出により、保育時間の認定や保育料等が変更になる場合があります。
原則として毎月10日（土日祝日の場合は前日）締切、翌月からの適用です。
- 退職後、すぐに求職活動を行う場合でも、認定変更の申請書を提出してください。
- 施設を退所するときは、施設に申し出のうえ、児童保育課へ退所届を提出してください。

5 必要書類について

- ・必要書類は以下のとおりです。児童1人につき1枚ずつ提出してください。
- ・きょうだい同時入所申込の場合、⑤・⑥・⑦は原本1部とコピーで構いません。
 - ①教育・保育給付認定申請書
 - ②保育利用申込書
 - ③申告書
 - ④入所申込に係る確認書
 - ⑤父の就労証明書等 …以下の表【A】による
 - ⑥母の就労証明書等 …以下の表【A】による
 - ⑦該当するときのみ必要な書類 …以下の表【B】による

【A】保育理由の確認書類

事由	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し (※表紙と、出産予定日が明記されたページ)
疾病等	医師の診断書(※ <u>保育が困難な旨の明記</u> がされたもの) または、身体障がい者手帳、療育手帳 等
看護等	医師の診断書(※ <u>看護が必要な旨</u> 明記されたもの) または、同居家族を看護している場合、身体障がい者手帳 等
求職活動	なし(入所決定後に就労証明書を提出)
就学	①在学証明書または学生証の写し ②時間割等の写し

【B】該当時のみ必要な書類

必要となる方	必要書類
就労での申込で、自営業の方	開業届・営業許可証・業務委託契約書の写し・ 確定申告書の写し 等のうちいずれか1つ
児童の兄姉が、 幼稚園等に在園している方 ※保育所・認定こども園は除く	在園証明書 *提出があれば、利用者負担額(保育料)を軽減できます。 *保育所・認定こども園は、提出なしで軽減できるため不要です。
離婚調停中、 または裁判中の方で、 離婚を前提に別居している方	離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できるもの (裁判所発行書類)の写し
令和7年1月2日以降に 羽生市へ転入した方	マイナンバーの記載・提示、または市町村民税課税証明書
外国籍の方	在留カードの写し(両面) ※就労の可否の確認のため

6 保育の必要量

保育の必要量は、保育を必要とする事由及び就労等の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分類されます。区分により利用可能時間が異なります。

利用区分	利用可能時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日最長11時間	就労（休憩時間を除いて月120時間以上）、 妊娠・出産、疾病等、看護等、就学
保育短時間	1日最長8時間	就労（休憩時間を除いて月64時間以上120時間未満）、 求職活動

■ここでの認定は、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。

実際の利用時間は、保護者の就労や疾病等の実情に応じた「保育が必要な時間」となります。

■区分ごとの利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。

7 利用者負担額（保育料）について

- ・0～2歳児クラスの方は、入所した月から毎月、保育料の納付が必要です。
- ・3～5歳児クラスの方は、保育料は無償です。
(ただし、年度途中で3歳になった場合でも、その年度末までは保育料の納付が必要です。)
- ・納付先等は、施設によって異なります。

種類	納付先	備考
保育所、保育園	羽生市	納期限：毎月月末（納期限が土日祝日の場合はその翌日） ※口座振替でお願いします。
認定こども園	施設	納付方法・期限等は、施設ごとに異なります。

(1) 保育料の算定

- ・保育料の金額は、保護者の方の市民税額（合計）によって算定します。
- ・ひとり親家庭において、保護者が非課税で、同居の祖父母などがある場合は、家計の主宰者を算定に含めます。
- ・算定に使用する課税年度は、以下のとおり9月から切り替わるため、年度途中で保育料が変更になることがあります。

保育期間	算定に使用する課税年度
令和8年4月～令和8年8月分	前年度（令和7年度）の市民税額 （令和6年1月1日～12月31日の収入により算出）
令和8年9月～令和9年3月分	当年度（令和8年度）の市民税額 （令和7年1月1日～12月31日の収入により算出）

(2) 階層ごとの保育料

各月初日における 在籍児童の属する世帯の階層区分		月ごとの保育料 (利用者負担額) (単位：円)	
		0～2歳児クラス	
		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0
B1	市町村民税が非課税の世帯	0	0
B2	市町村民税が均等割のみ課税の世帯	8,200	8,100
C1	市町村民税の 所得割額 (保護者の 合計) が、 右の区分に 該当する世帯	5,000 円未満	9,200
C2		5,000 円以上 48,600 円未満	10,500
C3		48,600 円以上 58,200 円未満	11,400
C4		58,200 円以上 67,900 円未満	13,500
C5		67,900 円以上 77,600 円未満	16,200
C6		77,600 円以上 87,300 円未満	18,800
C7		87,300 円以上 97,000 円未満	21,300
C8		97,000 円以上 121,000 円未満	24,700
C9		121,000 円以上 145,000 円未満	28,000
C10		145,000 円以上 169,000 円未満	32,100
C11		169,000 円以上 187,000 円未満	34,500
C12		187,000 円以上 206,000 円未満	36,700
C13		206,000 円以上 225,000 円未満	39,400
C14		225,000 円以上 244,000 円未満	40,400
C15		244,000 円以上 263,000 円未満	41,500
C16		263,000 円以上 282,000 円未満	42,900
C17		282,000 円以上 301,000 円未満	44,900
C18		301,000 円以上	46,900

*算定に用いる市町村民税の所得割額について、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、配当控除、寄付金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の税額で算定します。

(2) 保育料の注意事項

- ・保育料は1か月単位となります。月の初日に在籍していれば、登園状況に関わらず、1か月分の保育料がかかります。月途中の退園の場合でも、保育料は日割計算されません。
- ・未申告等により課税状況が確認できない場合、保育料は最高額となります。
- ・市町村民税額に修正や変更があった場合や、世帯状況に変更があった場合は、ご連絡ください。

(3) 保育料の軽減 …以下のいずれかに該当する場合、保育料が軽減されます。

対象世帯	内容
市町村民税所得割（保護者の合計）が 57,700円未満	【上の子の年齢に関わらず、】 第2子：（該当する保育料の）半額 第3子以降：無料
<u>ひとり親世帯に該当し、</u> 市町村民税所得割（保護者の合計）が 77,101円未満	【上の子の年齢に関わらず、】 第1子：（該当する保育料の）半額 第2子以降：無料
複数の児童が保育所等を利用するとき	【未就学児のうち、】 2人目：（該当する保育料の）半額 3人目：無料
3人以上の子どもが同居する世帯で、 3人目以降の子どもが満3歳未満の場合	【上の子の年齢に関わらず、】 第3子以降：無料 *該当の場合、申請用紙を内定通知書に同封します。

8 給食費（主食費・副食費）とその他費用について

(1) 給食費

- ・0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれているため、別途支払いの必要はありません。
- ・3～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）は、保護者負担となり、各施設で徴収します。
- ・給食費の負担額や支払い方法は、施設によって異なります。

(2) 副食費の免除について（2、3号認定）

- ・給食費のうち副食費（おかず・おやつ代）は、以下のとおり免除となる場合があります。
- ・副食費の免除対象となったときや免除対象外（取消）となったときは、市から通知します。

対象世帯	内容
市町村民税所得割（保護者の合計）が57,700円未満	副食費免除
<u>ひとり親世帯に該当し、</u> 市町村民税所得割（保護者の合計）が77,101円未満	副食費免除
複数の児童が保育所・幼稚園等を 利用するとき	【未就学児のうち、】 同時利用の3人目以降：副食費免除

- ・判定に使用する課税年度や所得割額の定義等は、保育料と同様です。
- ・1号認定の副食費免除の基準は異なります。別途お問い合わせください。

(3) その他費用について

- ・入所時の「通園バック、体操着、園服、帽子代」等や毎月の「主食・副食費、行事代」等の実費徴収があります。施設ごとに異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

9 市内保育施設一覧

※保育施設により、入所可能月齢及び保育時間が異なります。

■公立保育所

施設名	所在地	電話番号	定員 (人)	保育 月齢	標準保育時間※2 (短時間)	(短時間向け) 延長保育	
						朝	夕方
第1保育所	中央 1-3-23	048-561-3572	60	生後 6ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～	～18:30
第3保育所	北 2-5-22	048-561-1021	60				
いわせ保育所	上岩瀬 1797-1	048-561-9288	65				

■私立保育園・認定こども園

施設名	所在地	電話番号	定員 (人)	保育 月齢	標準保育時間※2 (短時間)	延長保育	
						朝	夕方
いずみ保育園	藤井下組 1013-1	048- 565-2020	250	生後 5ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00～	～19:00
須影保育園	須影 757	048- 561-1029	150	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00～	～19:00
きむら 認定こども園	上手子林 76-3	048- 565-2114	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:30～16:30)	7:00～	～19:00
とねの会 こども園	上川俣 87	048- 561-6200	250	生後 3ヵ月～	7:00～18:00 (8:00～16:00)	7:00～	～19:00
認定こども園 建福寺幼稚園	南 1-3-12	048- 561-2209	120	1歳児～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～	～18:30
かなくぼこども園 キラリ	北荻島 430-1	048- 565-3675	90	生後 5ヵ月～	7:30～18:30 (8:30～16:30)	7:30～	～19:00

施設名	送迎バス	一時保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
公立 保育所	無	有	<ul style="list-style-type: none"> 健康で明るい、感性豊かな子どもを育てる 子どもの健全育成のため、子育て支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て電話相談 ○土曜保育は、いわせ保育所での合同保育です。 	【標準時間】 7:30～18:30 【短時間】 8:30～16:30
いずみ 保育園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健やかで、思いやりの心を持ち、体験を通して何事にも前向きに取り組める子 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター「いずみっこくらぶ」 ○体験学習 ○食育（自園畑での野菜作り、調理体験） ○英会話・体操教室・お茶のおけいこ ○課外教室 （スイミング・コスモスポーツクラブ・フィフス英会話） ○園のホームページをご覧ください。 	【通常】 8:00～17:00 【延長】 7:30～18:00
須影 保育園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> 健康で明るく優しい子、自分のことは自分でし、人に迷惑をかけない子、我慢強い子どもに育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター「ふたばくらぶ」 ○すかげ児童クラブ（学童）併設 ○課外教室（体操教室・スイミング・英語教室） ○食育（自園畑での野菜作り・調理体験）の充実 ○すかげすくすくエンジョイプラン ○共愛会ホームページをご覧ください。 	【通常】 8:00～16:00 【延長】 7:00～18:00
きむら 認定 こども園	無	有	<p>【保育理念】 「安心そして信頼 すべては子どもの最善の利益のために」</p> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康でたくましい子 友だちと仲良くできる子 自由な表現ができる子 感性が豊かな子 	<ul style="list-style-type: none"> ○各棟に園庭があり、のびのび遊べる環境 ○一人ひとりに合わせた保育（乳児部は緩やかな担当制） ○食育（野菜洗い、味噌づくり、具だくさん汁作り、とうもろこしの種まき、収穫など） ○英語教室、体操教室 ○課外授業（スイミング、英語教室、体操教室、ピアノ教室） ○子育て支援センター「なかよしひろば」 ○南羽生学童クラブ併設 ○園のホームページをご覧ください。 	【通常】 8:30～16:30 【延長】 7:00～18:00

施設名	送迎バス	一時保育	保育方針	その他	土曜保育時間 (希望者)
とねの会 こども園	有 土曜日は無し	有	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の中で五感を育む ・明るく素直な 元気な子を育む ・心豊かな実りある保育 ・未来に生きる力を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ○とねの会こども園ホームページ、 インスタグラムをご覧ください ○自然を活かし遊びの中から学べる 環境 ○ちびっこ農園、自然探索ができる 築山、ふわふわドーム等 ○食育(栄養教諭)、保健衛生指導 (看護師)、育児相談等(臨床心理 士、保育教諭) ○子育て支援センター「ぶち ToNe」 	<p>【通常】 8:00～16:00</p> <p>【延長】 7:30～17:00</p>
認定 こども園 建福寺 幼稚園	有 土曜日は無し	無	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの恵みに感謝し、 他者への優しさ かしこさをあわせ持つ 子どもの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語、体操、ピアノなど 課外活動の詳細は、 ホームページをご覧ください。 	<p>【通常】 8:30～13:00</p> <p>【延長】 7:30～18:30 (事前予約制)</p>
かなくぼ こども園 キラリ	有 土曜日は無し (乗車は 年少児 から)	無	<ul style="list-style-type: none"> ・うれしい時には笑い かなしい時には涙を流し くやしい時には闘志を 燃やし 心豊かに生きる力を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談 ○課外教室 (体育クラブ、スイミング、ピアノ) ○身体に優しい自園給食 	<p>【通常】 8:30～13:00</p> <p>【延長】 7:30～18:30</p>

10 羽生市の方が、他市の保育施設を希望する場合

- ・羽生市外には、保育所や認定こども園の他に、小規模保育施設や家庭的保育施設等もあります。
- ・市外の保育施設を希望する場合でも、申請窓口は、原則として羽生市役所児童保育課です。受付した申請書類を他市へ郵送する必要があるため、余裕をもってお早めに提出してください。
- ・希望の保育施設を管轄する市町村によって、申請条件、申請期間、必要書類等が異なります。以下の項目を参考に、各市町村の保育担当課へご自身で直接確認してから、申請してください。

(1) 一般的な確認項目

■申込の条件を満たすか

- (例) 他市へ転入予定 (いつまでに転入することが必要か?等)
- 保護者の勤務地があること (具体的な時間数の規定等)
- その他 (詳細: _____)

■見学について

- (例) 見学は必ず必要か?
- 見学時に使用する申請書等があるか?

■提出書類について

- (例) 申請書一式 (羽生市の様式でよいか? 施設のある市町村の様式を使用するか?)
- 転入の場合、誓約書や添付書類が必要か?
- 課税証明書等が必要か? (誰の分が必要か?)
- 同居家族 (保護者以外) の就労に関する証明書等が必要か?
- その他 (詳細: _____)

■提出期限について

- (例) 入所希望月の (前月・前々月・その他 _____) の _____ 日までに必着 等

■提出先について

- 羽生市 (原則は住所地)
- 転入の場合、転入先の市町村へ直接提出してよいか
- ※市町村によっては、転入前からあらかじめ新しい市町村に申請書を提出できる場合があります。

(2) 申請の流れ

【他市へ転入予定 (羽生市から転出予定) のとき】

- ①転入予定の市町村へ確認のうえ、羽生市または転入先へ、申請書類を提出する。
- ②住所変更後、転入先市町村の保育担当課へ、転入の申し出をする。

【住民票は羽生のままで、他市の保育施設を希望するとき】

- ①施設のある市町村へ確認のうえ、羽生市へ申請書類を提出する。
- ②羽生市→希望先市町村へ、協議書と申請書類を郵送する。
- ③希望先市町村→羽生市へ選考結果が届いたら、羽生市→保護者の方へ、結果を郵送

1 1 市外在住の方が、羽生市内の保育施設を希望する場合

- ・市外の方が羽生市内の保育施設を希望する場合は以下の内容をご確認のうえ、住所地の保育担当課へお申込みください。
- ・4月入所希望の場合、市内児童の入所を優先させるため、一次選考は転入予定の方のみが対象です。(ただし、既に市内保育施設を利用中の方で、引き続き当市の保育施設を第一希望とする方は、一次選考の対象に含みます。)
- ・4月入所希望の場合で、勤務地要件により新規で申し込む方は、一次選考期間に申請書を提出された場合でも、二次選考の対象となります。

(1) 確認項目

- 申請要件 …以下のいずれかに該当する方のみ、申請可能です。
 - 入所希望月の前月末日までに、羽生市へ転入予定の方
 - 保護者のうち、少なくとも一方が羽生市在勤の方
- 見学について …申請前に必ず見学が必要です。
- 提出期限について …「入所の手引き」表紙のとおりです。
(入所希望月の3ヵ月前から、前月10日(土日祝日の場合は前日)まで)
- 提出先について …住民登録のある市町村の保育担当課へお申込みください。
(羽生市へ転入予定の方も同様です。)
- 提出書類について
 - 申請書一式(羽生市の様式でも、住所地市町村の様式でも可)
 - 該当する時のみ必要な書類(P.4参照)
 - 転入の方:転入に関する誓約書(羽生市ホームページまたは児童保育課窓口で配布)
 - 転入の方:転入先住所が分かる書類
(売買契約書・賃貸借契約書等の写し、または同居同意書)
 - その他、住所地市町村に必要な書類

(2) 申請の流れ

【羽生市へ転入予定のとき】

- ①住民登録のある市町村へ、申請書類を提出する。
- ②入所希望月の前月末までに羽生市へ住民登録をする。
- ③羽生市児童保育課へ、転入の申し出をする。
(羽生市の様式で、あらかじめ保育利用申込が必要です)

【保護者の勤務地が羽生市にあるため、羽生市の保育施設を希望するとき】

- ①住民登録のある市町村へ、申請書類を提出する。
- ②住所地市町村→羽生市へ、協議書と申請書類が届く。※提出期限までに羽生市必着
- ③羽生市→住所地市町村へ選考結果を郵送後、住所地市町村→保護者の方へ結果を通知